

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の改正について

国民健康保険法等の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- 感染症流行時の初動対応等により減収となった医療機関に対し、減収分の補填として、各医療保険者から拠出金を支払う制度が創設されたことに伴い、市町村から徴収している国民健康保険事業費納付金の徴収目的に当該拠出金を追加する。
- その他所要の規定整備を行う。

《施行期日》

令和6年4月1日

《新旧対照表》

改正後	改正前
(国民健康保険事業費納付金の徴収) <p>第三条 県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、<u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。</p> <p>2 県は、国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。</p> <p>3 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）並びにこの条例で定めるところにより算定するものとする。 (年齢調整後医療費指数)</p> <p>第五条 政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る<u>同項第一号</u>に掲げる値とする。</p>	(国民健康保険事業費納付金の徴収) <p>第三条 県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。</p> <p>2 県は、国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。</p> <p>3 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）並びにこの条例で定めるところにより算定するものとする。 (年齢調整後医療費指数)</p> <p>第五条 政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る<u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第四項第一号</u>に掲げる値とする。</p>

改正後	改正前
(一般納付金所得係数) 第六条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 政令第九条第五項第二号に掲げる額	(一般納付金所得係数) 第六条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> 政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> 政令第九条第五項第二号に掲げる額
(一般納付金所得等割合) 第七条 政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る <u>同項第一号</u> に掲げる数とする。	(一般納付金所得等割合) 第七条 政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> <u>政令第九条第六項第一号</u> に掲げる数とする。
(後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第九条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 政令第十条第三項第二号に掲げる額	(後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第九条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> 政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> 政令第十条第三項第二号に掲げる額
(後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十条 政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る <u>同項第一号</u> に掲げる数とする。	(後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十条 政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る <u>政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた</u> <u>政令第十条第四項第一号</u> に掲げる数とする。